

2026年 グローバル金融 サービス規制の 展望



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

目次

はじめに	3
1. 規制の分断化・細分化の拡大	4
■ 健全性規制	5
■ 人工知能 (AI)	6
■ サステナブルファイナンス	8
■ デジタル資産	8
■ 決済	9
2. 外部からの脅威に対するレジリエンスの構築	11
■ オペレーショナル・レジリエンスとサイバー・レジリエンス	11
■ 金融犯罪・制裁	12
■ ノンバンク金融	13
3. 顧客への優れたアウトカムの実現	14
■ 顧客の公平な取扱い	14
■ 金融に関する教育と不正	15
■ オープンファイナンス	16
4. 変化する環境におけるリスク管理	17
■ リスク管理	17
■ ガバナンスと説明責任	18
EYのグローバル規制ネットワークについて	19
EYのグローバル規制ネットワークのエグゼクティブチーム	20

はじめに

2026年は、地政学的要因の変化とテクノロジー、ローカライゼーション、成長アジェンダが世界の金融規制の在り方に大きな影響を及ぼす。

世界の金融規制は岐路に立たされています。グローバル金融サービス規制の展望では数多くの動向を報告してきましたが、今回の内容はこれまでと幾分異なります。私たちを取り巻く環境が急速に変化しており、その変化が及ぼす影響は今後何年にもわたり続く可能性が高いです。2026年は、米国の動向が世界に及ぼす影響をはじめ、こうした新たな現実が地政学的情勢と経済にもたらす影響を強く感じる年となるでしょう。金融システムが岐路に立たされている背景には、成長と競争力強化が国際的なアジェンダの焦点となっていることがあり、各法域は世界金融危機後の金融安定に関する対応の見直しを迫られています。競争力強化が重要なアジェンダとして浮上する中、金融の安定、成長やイノベーション、競争力強化の促進を求める圧力のバランスを取るために、当局がどこまで踏み込むべきかなど、重要な課題も浮かび上がってきています。

米国がイノベーションと成長を優先させて規制緩和を推し進める今、他の法域は独自の対応を検討しなければなりません。こうした環境の変化を受けて、金融規制も地政学的戦略と国内の2つのレベルで運用されるようになっていきます。一方、米国以外の法域は、必ずしも同じ選択をしているわけではありません。EUと英国の競争力強化策は米国のそれとは異なります。

今後は、世界金融危機後の規制合意を維持するため、あるいは、インドのように国家の独自性をより強く主張するために、米国の地政学や通商面の動きに対して、同様の反応や反対の反応が見

られるようになるでしょう。アジア太平洋地域については、これまでの立場を維持する国と、自国市場の開拓に注力する国に二分されてきています。

2025年のグローバル金融サービス規制の展望で予見していた動向の多くが、現実のものとなりました。こうした変化の影響が明確化していることを踏まえると、2026年に動向がさらに複雑化するの間違いありません。これらの論点に慣れているからといって、重要性を過小評価すべきではありません。

12カ月前と比べて状況はさらに流動的で、2026年以降の動向がこれまでとまったく異なるものになる可能性もあるでしょう。

2026年に金融機関が取るべき対応

- 引き続き地政学的動向を注視し、成長と競争力強化に関わる政府と当局のアジェンダの変化に、どのように対応していくかに焦点を当てる。
- リスク環境の変化と金融の安定確保を考え、慎重なリスク管理とコンプライアンスの実現に注力する。
- ビジネス機会の最大化と、規制当局の期待の変化により生じるリスクの最小化の両方を実現するために、戦略とケイパビリティ、変更プロセスを構築する。

規制の分断化・細分化の拡大

金融セクターに対する規制の分断化・細分化の規模と範囲が、健全性規制の枠を超えて拡大し、今ではAIやデジタル資産、決済、データガバナンスにも及ぶようになりました。

金融を取り巻く環境が不安定さを増していることで、市場参加者は、変化する規制等や当局の期待への対応を余儀なくされています。一方、こうした環境は、国家主権の問題や、サプライチェーンの中心的部分を守る必要性を考慮に入れながら、国境をはるかに超えて広がる波及効果に対応するという難しい課題を当局にも突きつけています。

アジア太平洋では現在のところ、米国の規制緩和に伴う競争上の脅威がほとんど重視されていません。それを受けて、他地域の対応も変化しつつあります。香港とシンガポールは依然として、デジタル資産などのイノベーションやサステナビリティ分野での先導的立場の維持と貿易競争を特に重視しています。一方、国内の金融セクターの強化策を講じているのがインドです¹。日本は国内の金融機能の強化と、安定、公平かつ安全な金融システムに対する信頼の確保に注力しています。そうした中で特徴的な対応をしているのがオーストラリアです。他国を参考にし、AIガバナンスやデジタル資産関連など、規制の検討を慎重に進めています²。

米国では、規制当局が、金融機関の負担を軽減して経済成長と金融イノベーションを実現させることを目的に、規則と監督体制の幅広い見直しを進め、これらの変更を提案しています。具体的には、最近の資本規制改革案や監督評価方法を変更する取り組み、監督項目の削減、ガイダンスの撤回によるイノベーションの障壁の削減、国内大手銀行間のM&A（合併・買収）がしやすい環境の整備などです。欧州は欧州貯蓄投資同盟（European Savings and Investments Union: SIU）の下で新たな取り組

みを推し進める一方、競争力強化と成長を目的とした現行の法令等の見直しを進めています³。英国では、健全性規制で引き続き潜在的成長性と金融の安定のバランスを取りながらも、コンダクトリスクに対する姿勢に変化が見られ、政府の成長アジェンダが重視されるようになってきました。

こうした国際的な「押し引き」で規制の分断化・細分化が進んだことで、グローバル金融機関のコンプライアンス部門による、世界的に統一されたリスク管理の枠組みを採用する取り組みが複雑化するとともに、要件が最も厳格な国・地域に合わせた枠組みづくりを求める圧力が生まれているのです。国際的な基準設定主体は分断化・細分化の要因には触れず、従来の優先分野に引き続き重点を置いています⁴。

成功に向けて整備すべき体制

- 国・地域ごとに規制が異なることで、ビジネス運営コストが上昇している国・地域や進出機会が高まっている国・地域がないかを、常に注視できる体制を整える。
- ビジネスを展開する市場における特定のリスクと規制の変更を監視し続ける体制を整える。
- シナリオプランニングと分析を用いて、さまざまな規制の実施がビジネスに及ぼし得る影響をより批判的な視点で見極める体制を整える。

健全性規制

健全性規制当局が最も懸念しているのは、外的なショックに対する現行の枠組みの対応力です。関税問題や貿易紛争、地政学的要因の変化でその対応力が今、試されています。

多くの法域が新たなバーゼルIIIの枠組みを全面的または部分的に適用しており、各法域ではこれを導入する銀行が昨年から増えました。導入のアプローチはさまざまですが、公平な競争の場の整備に取り組む監督当局のトップの姿勢に変わりはありません。EUと英国では、バーゼル改革の最終段階となる、銀行のトレーディング業務に適用される自己資本規制に関する「トレー

ディング勘定の抜本的見直し(FRTB)」が遅れており、EUでは2027年1月1日に⁵、英国では2028年1月1日に適用が先送りされました。一方、米国では、連邦準備制度理事会(FRB)の監督担当副議長を務めるミシェル・ボウマン氏が、バーゼルIIIの最終部分である「バーゼルエンドゲーム」に関する改正案は2026年初めに発表される見込みだと述べています⁶。

バーゼルIIIの導入時期のばらつきからどのような問題が生じるかは、日本の銀行を見ればよく分かります。日本は他の主要な法域より早い2024年にFRTBを実施しました。その結果、日本では国際業務を展開する銀行が、FRTBに伴う自己資本要件の厳格化による大きな競争上の課題に直面する可能性があります。

国・地域別のバーゼルIII改革の進展状況

	北米		アジア太平洋				EMEIA		
	カナダ	米国	オーストラリア	香港	日本	シンガポール	スイス	英国	EU
信用リスク標準的手法 (Standardized Approach: SA)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
信用リスク内部格付 (Internal Ratings Based: IRB) 手法	●	該当せず	●	●	●	●	●	●	●
信用評価調整 (Credit Valuation Adjustment: CVA)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
トレーディング勘定の 抜本的見直し(FRTB) / 市場リスク	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アウトプットフロア	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オペレーショナルリスク	●	●	●	●	●	●	●	●	●

出典: Bank of International Settlements, RCAP: [Basel III implementation dashboard](#) RCAP on timeliness: [Basel III implementation dashboard](#)

凡例: ● 規制案の公表前 ● 最終規則を公表(銀行の導入前)
● 規制案を公表 ● 最終規則を施行(公表し、銀行が導入)

米国では、銀行を対象としたその他の資本規制は最終決定の過程にあるか、あるいは未決定です。例えば、米国の規制当局はおそらく2026年初旬に、「グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)」を対象とした自己資本上乗せの枠組みの変更を提案するでしょう。一方、EUは簡素化の取り組みの一環として、銀行の自己資本要件規則(Capital Requirements Regulation)を見直す可能性があり⁷、すでに証券化の枠組みの改正を進めています⁸。オーストラリアでは、健全性規制庁(APRA)が銀行業の枠組みを改革し、自己資本要件に関わる透明性を高め、許認可プロセスを精緻化して、規制負担の軽減と規制の比例的な適用の強化を図ると発表しました⁹。

金融機関が取るべき対応

- ビジネスを展開する法域ごとに内容が異なるバーゼルIII規則に引き続き適切に対応する。
- 規制環境の不確実性と不均衡を踏まえた上での資本配賦の最適化を検討し、それが戦略と経営環境にどのような影響を及ぼし得るかについて精査する。
- 現在の分断化・細分化や法域間の調和の欠如が今後も続く可能性が高いため、制度の仕組みなどの違いにかかわらず、常に整合的かつ効果的に計算し、報告する自らの能力を見極める。

人工知能(AI)

規制当局のAIへのアプローチは相変わらず、国・地域により異なります。金融安定理事会(FSB)によると、規制当局か監督当局が何らかの形でAI関連のガイダンスを出す法域は40を超えました。これは、複数の国・地域でAIを活用する金融機関が、いかに複雑で、常に変化する環境に直面しているかを如実に物語っています¹⁰。

AI導入の最大の動機は効率化です。その一方で、AIは固有のリスクをもたらし、特に金融機関が規制コンプライアンスにAIを利用する場合には二重のリスクが生じかねません。金融セクターを対象とする統一されたAI規制がないため、金融機関は自らの責任でこうしたリスクを理解し、軽減する必要があります。このようにセクター別の規制が整備されていない一因は、現行の金融関連の規制等と法律がテクノロジーではなく、業務・活動の規制を目的としていることにあります。例えば、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)はAIがもたらす顧客に対するアウトカムを重視してイノベーションを歓迎する一方、「最先端テクノロジーによって顧客に損害を与えてはならない」と警鐘を鳴らしています¹¹。英国では金融行為規制機構(Financial Conduct Authority:FCA)が原則主義かつアウトカム重視の規制アプローチをし、規制要件の策定に当たっては通例、技術中立的な立場を取っています。FCAは追加のAI規制を導入する計画がなく、「AIに伴うリスクの多くを軽減する」現行の枠組みに依拠する意向を示してきました¹²。



現在の状況:世界各地でAI規制はどのように進められているのか*

		オーストラリア	カナダ	中国	EU	香港	日本	シンガポール	韓国	英国	米国
	各国・地域の現在のアプローチ	リスクベース ²	セクター主導 ³	一元的 ⁴	リスクベース	セクター主導 ⁵	イノベーション促進型	セクター主導	リスクベース ⁶	イノベーション促進型 ⁷	分散型 ⁸
法律	AI規制 (EUのAI法など) ¹	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>
原則	自主的な枠組みや原則	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
デジタル政策	デジタル政策でAI関連のリスクを考慮 (すなわち、データ、サイバー、オペレーショナル・レジリエンス)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
金融セクター向け	既存の業界別ガイダンス (業界主導型など)	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	規制・監督当局のガイダンス・基準等	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	—

凡例: ある — ない 提案中・市中協議中

AIサービスにもITと同等の綿密な監視をすることが求められるようになってきたことを受け、金融機関はAIのライフサイクルを通じて、説明能力、監査能力、レジリエンス、説明責任に重点を置いています。一方、事前学習モデルや正式な契約を結んでいないプロバイダーへの依存が強まり、サードパーティリスクやシステミックリスクが高まっていることなどから、FSBはサードパーティリスク管理に包括的なアプローチを取ることを強く促しています¹³。エージェント型AIに関する懸念や、大規模な雇用の置き換えが発生するという不安からイノベーションが過剰に管理されて進歩が阻害されるというリスクも新たに浮上してきました¹⁴。このリスクの影響を特に受けるのは、コールセンターやカスタマーサポート、ソフトウェア開発 (特にテスト工程)、会計や法律などの専門職をはじめとする分野のナレッジワーカー (知識労働者) です。

金融機関が取るべき対応

- 強固なAIガバナンスとAIモデル管理に加え、データセキュリティ対策と監査証跡、来歴管理で、バイアスのあるデータやモデルエラーなどのリスクを軽減する。
- 明確なポリシーと研修、デバイス制限を通じて、従業員による未承認のAI利用を管理する。
- 公開型またはサードパーティのAIプラットフォーム経由での情報流出を防止し、AIツールを組織独自のワークフローに合わせてカスタマイズすることで、クライアントと金融機関のデータの機密性を守る。
- 既存のAIポリシーを更新して、強固なサードパーティリスク管理を含め、ソフトウェアとサービスのサプライチェーン全体の統合を対象にして、外部ベンダーがもたらすリスクを評価、軽減する。

サステナブルファイナンス

サステナビリティ情報開示環境が急速に変化する一方、世界的な分断化・細分化は解消されていません。不安定な地政学的情勢が規制当局のアプローチの多様化を招き、金融機関に不確実性をもたらしているのです。EUはオムニバス簡素化パッケージ (Omnibus Simplification Package) で環境・社会・ガバナンス (ESG) 情報開示を合理化して、コンプライアンス負担の軽減を図っています。一方、米国では、カリフォルニア州が気候関連情報開示の義務化を進めているのに対して、連邦政府では開示が無期限で先送りされています。ESG問題については、EUもこれまでの立場を軟化させる姿勢を示していますが、これは米国との貿易協議をスムーズに進めるためです。

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、グローバルな情報開示基準の策定を目指しています。オーストラリアとマレーシア、ブラジル、シンガポール¹⁵、メキシコの5カ国は、2025年度からISSBに沿った情報開示制度を段階的に導入する予定です。英国は、ISSB基準を自主的な英国サステナビリティ情報開示基準 (UK SRS) として採用することについて、市中協議を行っています。金融機関は国や地域により基準の内容や導入スケジュールがばらばらという状況に直面しており、慎重な対応が不可欠です。

各国・地域の規制当局は、金融の安定性の評価と気候関連リスクのモニタリングには移行計画が不可欠だと考えています。米国が気候関連金融リスク管理原則 (Principles for Climate-related Financial Risk Management) を撤回したものの¹⁶、各国・地域の中央銀行など監督当局は、シナリオベースの強固な移行戦略を重視しています。こうした姿勢が如実に表れているのは、英国健全性規制機構 (Prudential Regulation Authority) の Supervisory Statement 3/19¹⁷や欧州銀行監督機構 (European Banking Authority) のESGリスクガイドライン¹⁸、香港金融管理局の気候関連リスク管理に関する最近の通達¹⁹、カリフォルニア州のSB 261です²⁰。英国は金融機関と

FTSE 100企業を対象とした、パリ協定の1.5°C目標に沿った移行計画の義務化に関する市中協議を行っているところ です²¹。

ネットゼロ目標の達成の可否を左右するのは、やはり炭素市場です。ブラジルとメキシコは排出量取引制度の拡大を進めており、それぞれ2030年²²と2029年²³までに導入することを目指しています。英国が自主的炭素市場の原則を策定しているのに対して²⁴、EUが計画しているのはネイチャークレジット市場です²⁵。このような規制の分断化・細分化と基準のばらつきが引き続き市場の拡張性を妨げています。

金融機関が取るべき対応

- 質が高く、監査可能なサステナビリティデータ・開示情報を確保する。
- 規制の変更や簡素化、期限、地政学的影響を常に注視し、それに合わせてサステナビリティ戦略と情報開示戦略を修正する。
- 気候関連金融リスクに備えて、シナリオベースの確かな移行計画を策定する。

デジタル資産

世界的なステーブルコインブームを受け、当局は取り組みが必要となっており、ブラジルやEU、香港、日本、韓国、シンガポール、アラブ首長国連邦 (UAE)、英国、米国などはステーブルコインに特化した規制制度の策定や導入を進めています。米国のGENIUS法は、決済用ステーブルコインの監督体制や要件を含め、デジタル資産の幅広い法的枠組みとなる、米国初の連邦法です²⁶。ステーブルコイン規制で、各法域の規制当局は100%の準備資産による裏付け、明確な償還請求権、顧客資産の強固なカस्टディ体制と保全という主要な3つの原則で合致しつつあるように見受けられます。



法域ごとに異なる規制要件もあります。要件が異なることで、規制や監督の分断化・細分化を招く可能性が高く、それによりアービトラージ(裁定取引)が可能になります。こうした分断化・細分化がビジネスモデルに影響を与え、国・地域によりステーブルコインの普及度に違いが生じることも予想されます。米国の規制の変更が次々と明らかになっていることを受けて、日本の金融庁は暗号資産に関する規制の見直しを進めています²⁷。香港金融管理局はステーブルコイン条例²⁸で、法定通貨参照ステーブルコインの発行、募集、販売に関する包括的な規制制度を確立しました。

欧州では、ステーブルコインの多重発行が金融安定を脅かすことみなされており、ECBがこれを禁止するか、少なくとも新たな保護策を導入するよう議員に働きかけてきました²⁹。英国でも同様に、イングランド銀行がステーブルコインを利用したシステム的な決済手段の規制要件について市中協議を行っています。イングランド銀行は中央銀行の流動性支援の枠組みを発行体が利用できるようにする措置も検討しているところ³⁰。欧州システムリスク理事会(ESRB)は、多重発行に関与するEUの事業者をEU域外の発行体が所有または支配していることが多い現状を踏まえると特に、現行のEU規則が取り付けリスクを増幅させる可能性を高めていると主張し³¹、場合によってはMiCA(暗号資産市場規制)の解釈を変更して、このリスクを軽減する対策を打つことをEUに提言してきました³²。また、欧州委員会が間もなく発表する包括的な政策パッケージで、大手暗号資産サービスプロバイダー(CASP)を単独で監督する権限を欧州証券市場監督局(European Securities and Markets Authority: ESMA)に付与する提案を検討していると報じられています³³。

決済

決済規制も、国内の取り組みとグローバルの取り組みの板挟みの状況にあります。グローバルな規制を望む声がある一方で、決済は本質的に地域性を持っており、支払いを受け取る側の法域が特定の規制等を制定しているためです。その一方で、決済・市場インフラ委員会(Committee on Payments and Market Infrastructures: CPMI)などの国際機関は、決済システムの安定とレジリエンスを確保するため、世界的な基準を策定しました。

デジタルユーロ

- 欧州中央銀行が主導した、2年間に及ぶデジタルユーロの準備段階が2025年10月に終わりました。デジタルユーロを発行するかどうか、発行する場合には、いつ、どのように発行を開始するかについての最終決定は、その法的枠組みに関する協議の結果を受けて下されますが、早くとも2029年半ばになる可能性があります。
- ECBは2025年10月に、ルールブックの原案の取りまとめ作業の内容や法的プロセス次第となっている現状などについて記載された、最終のデジタルユーロ進捗(しんちやく)報告書を発表しました³⁹。
- EUの金融担当大臣が2025年9月にデジタルユーロのロードマップで合意し、保有額上限で政治的妥協が成立しました⁴⁰。
- 各EU加盟国と欧州議会の各政治会派間の見解の相違を踏まえると、法的枠組みに関する協議では激しい議論が繰り広げられることが予想されます。

米国では、イノベーション促進のさらなるサインが、連邦準備制度理事会 (FRB) のクリストファー・ウォラー理事から発せられました。同理事は、先ごろ演説を行い、FRBの決済サービスへのアクセスを銀行などの第三者に現在依存しているデジタルネイティブ金融機関に、このサービスへの限定的なアクセスを提供する、適格金融機関向けの「決済口座」の創設をFRBが検討していると述べています³⁴。一方、EUは第3次決済サービス指令 (PSD3) で、仮想IBANの大半を発行しているノンバンク系決済サービスプロバイダーの規制を、銀行を対象とした制度に沿った内容にし、規制逃れを防ぐ方針です³⁵。

カナダではリテール決済活動法 (Retail Payments Activities Act: RPAA) が2025年中に全面的に発効しました³⁶。これに伴い誕生したのが、アンチ・マネー・ローンダリング (AML) 要件にとどまらず、資金を保護し、オペレーショナルリスクを管理する義務も盛り込んだ、決済サービスプロバイダー (PSP) の規制制度です。カナダはさらに、2025年末までに新たなリアルタイム決済システム「Real-Time Rail (RTR)」の稼働開始まであと一歩の段階に到達する予定です³⁷。

これ以外の国・地域も決済システムの規制と監督の強化を進めており、新たな機関を設置したところもあります。例えば、インド準備銀行は決済システム規制監督理事会 (Board for Regulation and Supervision of Payment and Settlement Systems) を廃止して、新たに決済規制理事会 (Payments Regulatory Board) を設置することを決めました³⁸。これまでは決済エコシステムがもたらすシステムリスクのガバナンス強化が図られてきましたが、デジタル決済の件数増加を受けて、イノベーション促進も重視されるようになるかもしれません。

金融機関が取るべき対応

- 今後の規制案のホライズンスキャニングと、影響評価、解釈、ロードマップの策定。
- 大量償還や市場のボラティリティシナリオを含む、ステーブルコインに関するシミュレーションとストレステストを設計、実施する。
- 顧客の公平な取扱いの方法と、顧客の期待を踏まえた一定の救済手段をどのように提供するかを定める。

GENIUS法

- トランプ大統領が2025年7月18日に署名して、GENIUS法 (Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act) が成立しました。
- GENIUS法は、決済用ステーブルコインの監督体制と要件が盛り込まれた、デジタル資産を対象とする初の連邦レベルの幅広い法的枠組みとなります。同法の目的は、健全性要件とリスク管理要件、コンプライアンス要件を定めて、責任あるイノベーションとステーブルコインの普及拡大を後押しすることです⁴¹。
- GENIUS法では、該当する連邦または州の規制機関から認可を受けた事業者以外、決済用ステーブルコインの米国内での発行および販売ができないと定めています。
- 同法では、決済用ステーブルコインを、認可を受けた事業者が発行する決済用のデジタルトークンで、1対1の比率で現金または短期米国債に裏付けされ、額面金額で償還されるものと定義しています。

外部脅威に対する レジリエンスの構築 - 監督当局の最優先事項

金融機関のレジリエンスに関して、特に懸念されているのはオペレーションとサイバーセキュリティ面の脆弱（ぜいじゃく）性、金融犯罪の影響、伝統金融と「シャドーバンキング」の結びつきの深まりです。

監督当局は今後、規制対象以外の事業者に端を発する脅威に対する金融機関の防衛策の強化を重視することになるとみられます。地政学的な不確実性の増大で、こうした脅威が強まり、マクロ経済や金融の安定を脅かすリスクも高まっていることから、特に国境をまたいでビジネスを展開する金融機関にとって、規制・監督環境は今まで以上に複雑かつ厳しくなっています。こうしたリスクに対するレジリエンスを高め、それを証明できる金融機関ほど、この難しい環境を切り抜けやすくなるはずで

成功に向けて整備すべき体制

- あらゆる地域の地政学的リスクなど外部リスクの不確実性を組み込んだ、将来起こり得るシナリオを策定し、優先順位づけをする。
- 金融犯罪対策の取り組みに、その状況に合った水準の監督体制の整備を確実に組み入れ、かつ各自の役割と責任を明確化する。
- ノンバンク金融との取引関係から生じるリスクを把握し、管理する。

オペレーショナル・レジリエンスとサイバー・レジリエンス

EUでは、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）が、金融機関と、その重要なサードパーティ・テクノロジー・プロバイダー（CTPP）のデジタルレジリエンスの大きな転機となりました⁴²。金融機関は2026年から、合同審査チーム（Joint Examination Team）による継続的な取り組みに対応していく必要があります。この取り組みでは、リスク評価、計画策定、監督体制の審査、提言に重点を置き、金融機関、特にそのCTPPを精査することになると想定されています。英国では、重要なサードパーティ（Critical Third Parties）を対象にしたCTPレジームが2025年1月1日に施行されました。一方、英財務省は、同レジームで監督対象となるCTPにどの組織を指定するかについての決定をまだ下していません⁴³。

カナダでは、金融機関がオペレーショナル・レジリエンスの枠組みを構築し、導入する期限が、金融機関監督庁（Office of the Superintendent of Financial Institutions: OSFI）のオペレーショナルリスクとオペレーショナル・レジリエンスに関するガイドライン「E-21」で、それぞれ2026年と2027年に設定されています⁴⁴。OSFIが特に懸念しているのは、重要な金融システムが外国から干渉されるリスクです。そのため、変化するインテグリティアジェンダとセキュリティアジェンダで引き続き金融機関と連携しています。一方、米国では、監督を連邦政府機関と州政府機関が分担していることから、最大の懸念事項はやはりレジリエンスとサイバーセキュリティです。経済成長と金融イノベーションを優先させる一方、当局はこれらの分野も引き続き重視することが予想されます。

アジアでは、企業のトップが地政学的リスクの管理と組織のレジリエンスの向上を重視するようになってきています。香港では、重要インフラ（コンピューターシステム）保護条例が新たに制定されました。それに伴い、香港の取引所や決済機関、発券銀行を対象とした新たな措置が講じられることになります。この条例は2026年1月1日に施行されます⁴⁵。

金融機関が取るべき対応

- 特に重要な業務に関して、サードパーティプロバイダーへのエクスポージャーをマッピングし、業務中断リスクの軽減策を導入する。グローバルな金融グループはエクスポージャーを国内・地域・グローバルレベルで把握する必要がある。
- サイバーセキュリティとサイバー・レジリエンスに対するアプローチを詳細にベンチマークする。
- そのベンチマークの対象には取締役会レベルのサポート、専門的な技術リソース、経営層への定期的な状況報告、明らかになったギャップへの迅速な対応も含める。

金融犯罪と制裁

金融犯罪規制と制裁の変更が著しく増えていますが、今後もこの傾向は続くと考えています。地政学的環境の複雑性が増したことで、制裁措置や資産凍結措置が追加され、AMLに関する制裁金も世界的に引き上げられているのです。金融機関には、法域ごとに異なる要件に対応する能力が求められます。

EUでは、第6次AML指令（6AMLD）⁴⁶とマネー・ローンダリング防止規則（AMLR）⁴⁷に加え、マネー・ローンダリングの防止を担うAnti-Money Laundering Authority（AMLA）が設立されたことで、監督・執行が強化されました。AMLAについては、トップが決まり、欧州銀行監督機構（European Banking Authority）でAML業務を担当していた職員もすでに転籍しており、今後、欧州単一市場で活動する40の大手金融機関を直接監督することになります。現在進められている取り組みの1つは、顧客デューデリジェンスと制裁金など、AML政策パッケージに従った技術基準の策定です。AMLAは、初期の段階では暗号資産を特に重視するとの方針も示しています。一方、英国政府は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策（AML・CTF）を担うSingle Professional Services Supervisor（SPSS）を設置し、これをFCAに担当させて、英国でAML・CTFの監督を担う機関の数を3つに削減する意向を改めて示しました⁴⁸。

米国では、金融犯罪執行機関連絡室（Financial Crimes Enforcement Network: FinCEN）の実質的支配者に関する暫定最終規則が2025年3月に改正され、その適用範囲が大幅に縮小されて⁴⁹、米国の事業者は実質的支配者情報をFinCENに報告する必要がなくなりました。一方、米国で事業登録を行った外国の事業者は報告義務がありますが、米国人を実質的支配者として報告する必要はありません。また、デバンキングに関する大統領令が出されたことを受けて、関係当局は疑わしい取引報告（suspicious activity report: SAR）の届け出に関わるガイダンスの改正版を発表しました。この改正版は、バイデン政権時における内容を緩和するものです。これ以外にも、要件や内容の大幅な変更が今後行われることが想定されています⁵⁰。



シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore: MAS) は、AML・CFTの枠組みを更新して、顧客確認の厳格化、高リスク活動の監視強化、情報開示基準の引き上げを図りました。この新たな枠組みは、2025年7月1日から実施されています⁵¹。MASがAML違反で9つの金融機関に科した制裁金は2,750万シンガポールドルです。これは、2025年から2026年の重点取り締まり対象が暗号資産とサードパーティリスク、ガバナンス不全などであることを如実に物語っています⁵²。

金融機関が取るべき対応

- 脅威インテリジェンスを構築して、新たなリスクをモニタリングし、システムと統制の脆弱性を洗い出すため、アラート処理とデータ分析に利用するテクノロジーに引き続き投資する。
- 高リスクとされた事業者や、高リスクの市場で事業を展開する事業者を中心に、AMLシステムと統制のプロアクティブな評価を行う体制を整える。
- 実質的支配者に関する要件の変更を精査して、法人顧客の実質的支配者を特定、確認する手順書を策定し、その手順書を全てのAMLコンプライアンスプログラムに組み込む。



ノンバンク金融

ノンバンク金融 (NBFi) をめぐり、規制当局が引き続き懸念しているのは透明性の欠如です。NBFiは健全性規制の対象ではありませんが、伝統的な金融との相互の結びつきが強まっています。

NBFiはレバレッジの提供をはじめとする銀行業務などの伝統的な金融サービスを非常によく利用するため、こうした透明性の欠如により、NBFi内の問題が波及して、規制対象の金融セクターの安定を脅かすリスクが高まっています。

当局がNBFiに対する監督を強化するために一般的に取ってきたアプローチは、規制対象を広げてNBFiを直接規制することと、規制対象の銀行に対する現行の監督体制を利用してNBFiへの間接的な影響力を強めることの2つです。後者の例としては、イングランド銀行の取り組みが挙げられます。同行初の金融システム全体を対象とするストレステスト「System-Wide Exploratory Scenario (SWES)」を実施して、NBFiが英国の中核市場にもたらすリスクの理解を深めるなどの成果を上げ、それで得た教訓を生かして、「将来、英国の中核市場向けに実施するSWES式ストレステストの簡易版を支えることができるモデリング能力を構築し、的を絞った金融機関との連携でそれを補う」取り組みです⁵³。フランスでも、当局が2026年上半年に、国内金融システムで類似のストレステストを実施して⁵⁴、25を超える金融機関がこの対象となる予定です。このことは、EUで繰り広げられている、NBFiのリスクをめぐる議論に役立つでしょう。EUの規制当局は、その議論の中で幅広い政策オプションを検討する一方⁵⁵、投資戦略上で不可欠とされるセクターを阻害することがないように慎重になっていもいます。EUは、類似のストレステストを欧州全域で行うことも検討するかもしれません。

金融機関が取るべき対応

- 金融機関と取引を行うNBFiは、規制対象の金融機関とその監督当局がデータ共有を求める姿勢を強め、それにより義務的な情報開示の範囲が拡大する可能性があることを覚悟しておく必要がある。
- 顧客と取引を行うNBFiは、当局が規制対象の金融機関に求めているのと同じカスタマーケア基準が適用されることを想定しておく必要がある。当局は今後、顧客への優れたアウトカムを重視し、規制のギャップの解消に着手する。

顧客への優れた アウトカムの実現

不正行為を撲滅し、金融に関する教育と金融包摂を推進する取り組みが強化されると並行して、顧客の公平な取扱いを徹底させる取り組みが拡大しています。オープンファイナンスの場合、規制当局が規制等の策定に積極的に関与しますが、最終的な目標は、顧客が求めるより優れた金融ツールと意思決定を実現することです。

2026年も引き続き顧客の取扱いが焦点となり、政策立案者は、基準を引き上げ、リスク環境の変化に対応するための制度改革を積極的に行うことになるとみられます。サービスレベルに対する顧客の期待が変化したことで、金融機関にますます圧力がかかり、当局に対する政治的圧力も高まっています。顧客保護の在り方を左右するのは、さまざまな国際基準と地域レベルの指令、国内規制等です。

不正行為に対する懸念も世界的に強まっています。リモートアクセスの増加や、リアルタイム決済などデジタル商品・サービスの普及拡大は、顧客に大きな利益をもたらすと同時に、不正リスクを高め、世界的に深刻な問題となっています。

不正や詐欺行為は突然の資産喪失につながるおそれがあり、価値の低い商品・サービスに起因する資産の累積損失は家計に多大な実質的影響を与えるほか、個々の金融機関と金融システム全体に対する信頼の喪失につながりかねません。

成功に向けて整備すべき体制

- 金融包摂とデジタルインクルージョンを拡大させる政策立案者の取り組みに呼応する。
- 顧客の金融リテラシー向上のために金融機関がどのような役割を果たすことができるかを検討する。
- カスタマージャーニーにおける注意喚起措置や統制の活用状況を評価して、顧客が詐欺行為から身を守るサポートをする。

顧客の公平な取扱い

現行の主な取り組みには、OECDの政策ガイダンス、EUの顧客関連指令、英国金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority: FCA) の Consumer Duty 規制などの国内要件が含まれます。FCAの規制は顧客保護の新たなベンチマークを打ち立て、リテール顧客に対する金融機関の注意義務を確立しました⁵⁶。これは世界各地の規制当局の大きな関心を集め、その多くが同様の措置を提案しています。

シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore: MAS) は公平な取引に関するガイドライン (Guidelines on Fair Dealing) の範囲を広げて、英国のレジームを参考に、金融商品の設計と説明、条件、苦情処理に関わる要件を盛り込みました⁵⁷。また、日本では新たなプロダクトガバナンスに関する原則を追加し⁵⁸、ニュージーランドでは金融機関のコンダクトに関する制度 (Conduct of Financial Institutions Regime) が2025年3月31日からスタートしました。目的は、金融システムを強化して、顧客の公平な取扱いを徹底させることです⁵⁹。

オーストラリアでは、ASICのレポート「REP 782」にあるように、(経済環境を反映して) 困窮している顧客と、金融機関による規制要件の順守、顧客サポートに関わる期待の高まりに焦点が当てられています。一方、中東では、各当局がコンダクトと顧客保護に関する制度の更新を進めています。EUのリテール投資戦略 (RIS) 案も同様に、顧客の取扱いをEU域内で統一することを目指す内容です⁶⁰。各EU加盟国は独自の取り組みも進めています。例えば、アイルランドは2025年に顧客保護法を改正して、保険に特化した内容を加え、12カ月間の経過期間を設けました⁶¹。

カナダ金融消費者庁 (Financial Consumer Agency of Canada: FCAC) は口座残高減少時の電子アラートや苦情処理について、テーマ別レビューを2回実施しました⁶²。その結果、プログラムのコンプライアンス状況の監視を含め、銀行がプログラムを強化する機会が引き続きあることが明らかになっています。一方、英国のFCAは2026年に入り、金融機関がConsumer Dutyをどのように組み入れ、果たしていくかに着目し、コンダクトに関する幅広い規制等の合理化と、Consumer Dutyの導入後に生じるビジネスの複雑さの軽減を図っています⁶³。米国では消費者金融保護局が事実上閉鎖され、リテール保護に空白が生じ⁶⁴、ま

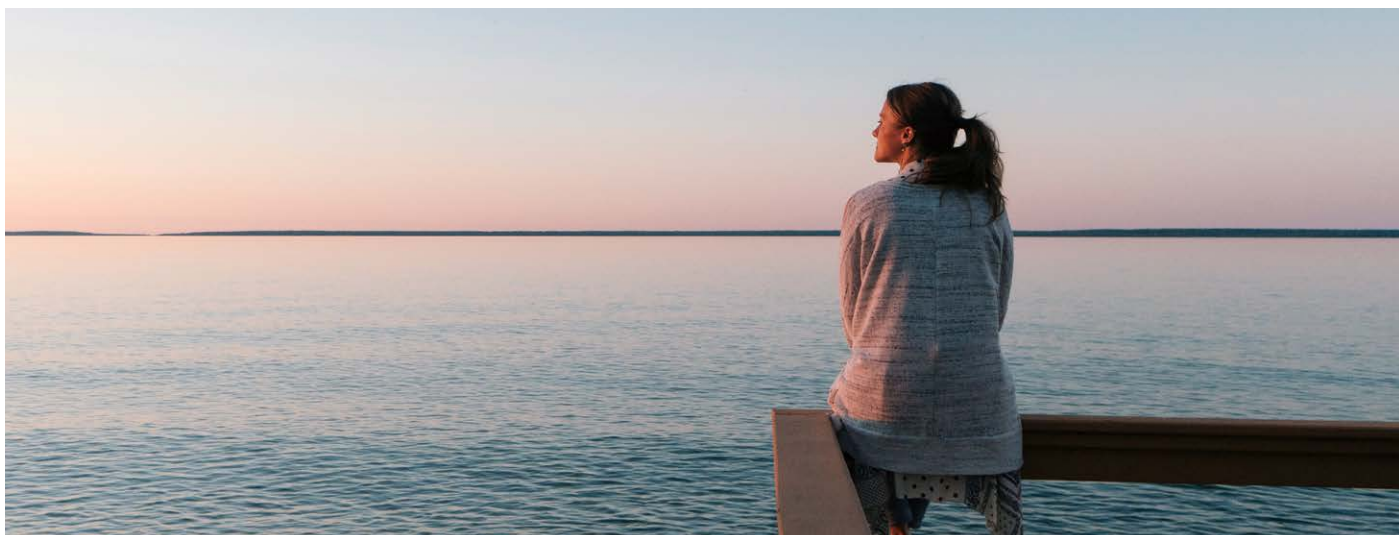
た通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency: OCC) が全ての公平な貸し出しの審査を凍結しました⁶⁵。

金融に関する教育と不正

デジタルサービスの普及拡大を背景に、不正・詐欺行為がここ数年で急増してきました。不正に利用されるデジタルチャネルが広く浸透しているため、規制当局は、従来は金融セクターでのみ規制していた金融不正の撲滅に当たり、その役割が変化している電気通信事業者やオンラインプラットフォームへの対応も余儀なくされています。

日本でも同様の議論が繰り返されており、詐欺対策を強化するため、政府がデータ保持要件の導入を検討していると報じられています。デジタルチャネルを通じた詐欺の発生率上昇に対する懸念などを背景に、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」が取りまとめられました⁶⁶。

英国では、2025年9月に企業を対象とした不正防止不履行罪 (corporate criminal offence of failure to prevent fraud) が制定されました⁶⁷。対象となる金融機関は、この罪に問われた場合、刑事訴追や起訴猶予合意 (DPA、司法取引の一種) 締結に至るリスクがあります。それに伴い評判を落とし、制裁金を科せられ、経費が発生し、経営層の時間が取られるなど望ましくない結果が生じる可能性があります。



現在、協議の最終段階にあるEUの決済サービス規則（PSR）が施行されると、あらゆる決済サービスプロバイダー（に加え、オンラインプラットフォームと電気通信サービスプロバイダー）に不正防止の義務と責任が新たに課せられることとなります⁶⁸。また、なりすまし行為や取引の監視、認証（オーソリゼーション）の定義、重過失という概念に関する条項が盛り込まれており、金融機関は統制と手続きの再確認が必要になります。より市場に根差した金融エコシステムを構築し、国際的に見て相対的に低い金融リテラシー率を高める取り組みの一環として、EUは2025年10月に金融リテラシー戦略を発表しました⁶⁹。これが経済的自立（financial independence）やリスク管理の向上、不正・詐欺行為対策に貢献して、間接的に個人の財政安定が増し、ひいては経済の安定向上の一助となるかもしれません。

オープンファイナンス

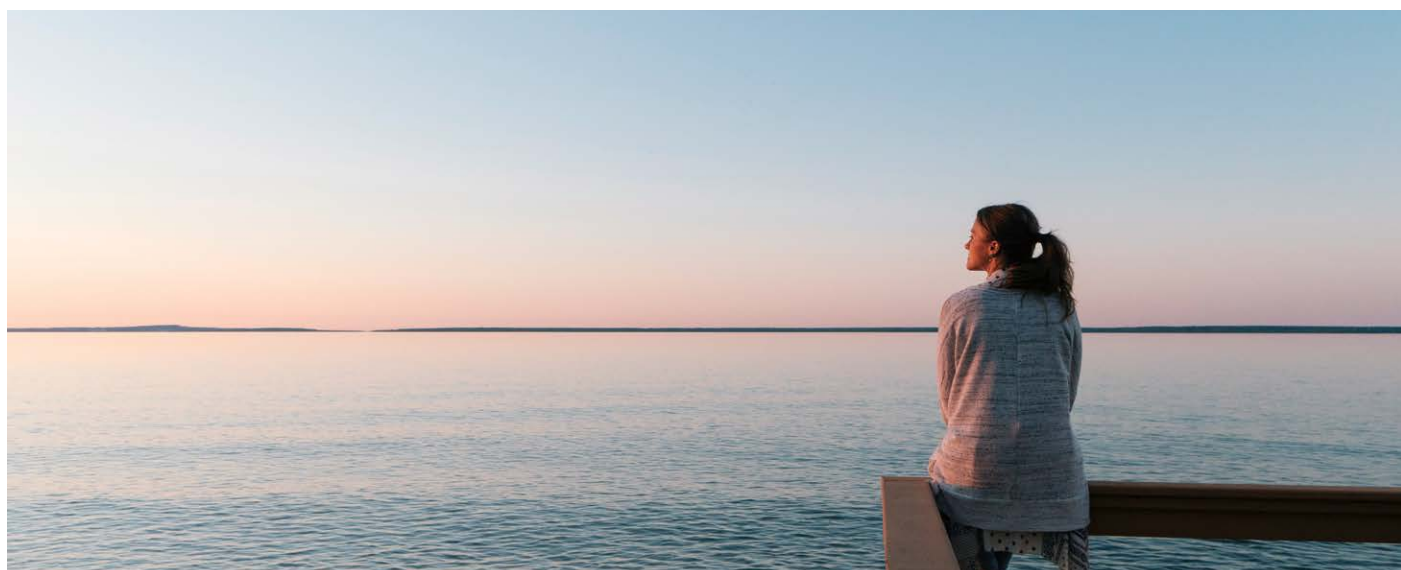
顧客に対するオープンファイナンスの価値提案で核となるのは、その人の財務状況をより包括的に把握できるようにすることです。オープンファイナンスを利用することで、顧客は銀行口座から年金まで自分のあらゆるお金の面を1カ所で管理することができます。EUの金融データアクセス規則案（FIDA）は、オープンバンキングの原則を保険や資産運用など別の金融セクターにも適用する内容です。この規則案が成立すると、金融機関は、リテール顧客から情報共有の同意を得る必要があるデータ共有スキームを今後4年間で構築しなければなりません⁷⁰。

米国では、消費者金融保護局（CFPB）が2025年8月に現行のオープンバンキング規則を見直して、自分の銀行口座やクレジットカード、モバイルウォレット、決済アプリなどの金融商品に関わ

るデータに無料でアクセスし、共有することを顧客が第三者に許可できるようにする意向を示しました⁷¹。CFPBは「顧客の金融情報への本人のアクセスを拡大したいという考え」を認識しているのです。一方、カナダ連邦政府は、2026年初旬までにオープンバンキングの枠組みをスタートさせる予定です。

金融機関が取るべき対応

- エンド・ツー・エンドのクライアントジャーニーを見直して、不公平な慣行の排除、情報の簡潔化、手数料体系の明確化を図る。
- 規制当局が公正性の原則をどのように捉えているかをよく把握し、顧客の利益のために行動していることの説明責任を果たす準備をする。
- パートナー企業や関連会社が顧客に及ぼす影響を管理する自らの責任を理解する。
- 顧客の意識を高める方策を策定して不正や詐欺の被害を防止するとともに、顧客が自らを守る手助けとなる抑制策を検討する。



4 変化する環境における リスク管理

地政学的リスク、特にグローバルな金融機関が直面するリスクは、その性質上、常に変化するものであることから、監督当局がこれを重視する姿勢を強めており、金融機関はリスク管理、ガバナンス、説明責任の枠組みを見直す必要があります。

地政学的環境が変化しているため、金融機関はレジリエンスを高めて、地政学的リスクに十分に対処しながら、監督当局の期待にも応えなければなりません。グローバルにビジネスを展開する銀行は、子会社レベルで当局の監視が強化されている上に、法域ごとに要件が異なることで、それ以外の課題にも直面しています。

金融機関と当局には、地政学的リスクと金融の安定が本質的に相互に関連していることを認識して、潜在的な影響の軽減に連携して取り組むことが求められます。

成功に向けて整備すべき体制

- 効果的なカントリーリスクガバナンスとリスク管理のルーティンを確立し、金融機関全体に分かりやすく伝える。
- 監督当局と常にコミュニケーションを取り、合意した対応を確実に実行し、監督当局に常時、進捗状況を報告する。
- 環境の変化に対応できる、強固なリスクカルチャーを醸成して、不確実性に効果的に対処する。

リスク管理

地政学的緊張により金融市場が不安定化する可能性があり、金融機関は新たなリスクを見極め、管理するためのプロセスを状況に応じて変える必要性が高まりそうです。効率的なリスク管理には、監督当局の視点を取り込んだ、強固なガバナンス体制の構築と責任の明確化が不可欠です。

一部地域では、欧州中央銀行などの監督当局の期待が高まっています。2026年は、監督当局のリバース・ストレステストの焦点が経済ショックではなく地政学的リスクとなり、銀行はどの地政学的シナリオが特定の資本損失を引き起こすかの説明を求められるようになるでしょう⁷²。

銀行内でリスクシナリオが具現化されると、銀行の多くのリスクカテゴリーにおいて、さまざまな形でその影響が感じられることとなります。各リスクの相互関連性はますます強まっており、相互作用が付加されて、具現化が加速するかもしれません。多様なリスクカテゴリーの組み合わせには複雑な相互作用と潜在的なカスケード効果が伴うため、金融機関はリスク管理の枠組みの中で、リスクをより迅速かつ徹底的に検討する必要があります。

金融機関が取るべき対応

- 金融機関のニーズに合わせてリスクシナリオを作成し、影響と機会を評価する。
- データ分析やAIなどの先端技術を活用して、エマージングリスクを予測する。
- トランスファーリスクやコンバーティビリティリスクを含む、地域固有のリスクを見極め、定量化する。

ガバナンスと説明責任

難しい激動の時代を乗り切るには、強固なガバナンス体制が不可欠です。また、どの当局も今では金融機関のガバナンスに何らかの期待を持つようになりましたが、当局が何を期待するかは各金融機関のビジネスモデルや戦略、リスクプロファイルにより変わってきます。そして、こうした期待に応えられるかどうかを大きく左右するのは、組織文化と、トーン・フロム・ザ・トップの設定に当たって取締役会が担う役割です。この分野における実効性は、多様性（ダイバーシティ）とスキルのバランスをうまく取るか、金融機関のスキルを進化させて状況の変化に対応できるかにかかっています。

金融機関が取るべき対応

- 当局の期待に応えるとともに、顧客の信頼を築く上で必要なリスク管理とガバナンス、テクノロジー、インフラに投資する。
- 規制の影響が国・地域外にどのように及び、それにより、金融機関全体のガバナンスにどのような課題もたらされるのかを探る。

結論

2026年の「グローバル金融サービス規制の展望」は、この1年間に状況が根本的に変化したことを反映する内容となりました。今後の見通しは、複雑で変わりやすく、グローバルの要因と国内要因の相互関係にますます左右されるようになっています。米国が国内のイノベーションと成長を優先させる今、他の国・地域は、競争力を維持する必要性と、金融の安定や法域間の規制の整合性に関する従来の懸念のバランスを取りながら、どのように対応するかを決めなければなりません。金融機関だけでなく、規制当局とクライアントもこれまで以上に、規制、イノベーション、地政学的動向のバランスの変化を注視する必要があります。



EYのグローバル規制 ネットワークについて

グローバル規制ネットワーク(GRN)は、当局経験者を中心とするネットワークです。常に変化する規制・監督当局の期待に経営幹部や取締役が対応できるようサポートをします。

私たちは、リスク環境の変化に対処する上で取れる対応について、金融機関だけでなく、政府や規制当局にも助言しています。

執筆者と連絡先



Christopher Woolard CBE

Chair, EY Global Regulatory Network,
EY UK LLP Board Member; Partner,
Financial Services, Ernst & Young LLP
+44 207 760 8166
christopher.woolard@uk.ey.com



Marc Saidenberg

EY Americas Financial Services
Regulatory Lead, Principal,
Ernst & Young LLP
+1 212 773 9361
marc.saidenberg@ey.com



Eugène Goyne

EY Asia-Pacific Financial Services
Regulatory Lead, Partner,
Ernst & Young Advisory Services Limited
+852 9666 3434
eugene.goyne@hk.ey.com



Danielle Grennan

EY Financial Services Global
Regulatory Network Strategy Leader,
Ernst & Young LLP
+44 20 7197 9245
dgrennan@uk.ey.com

EYのグローバル規制ネットワークの エグゼクティブチーム

Jason Boggs

jason.boggs@ca.ey.com

北米や欧州、アジアの金融機関と規制当局に勤務。規制改善プログラムを主導し、変更に対する金融機関の対応のサポートや、規制当局への助言といった、金融機関と規制機関両方の代理として調査を主導するなど、25年を超える実績を持つ。資本市場とそれに関する規制についての造詣が深い。

Jeremy Caldwell

jeremy.caldwell@ey.com

米連邦準備制度 (FRS) で銀行監督業務を24年経験。FRS勤務時は、米国の「グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs)」を対象とした資本計画・金融リスク管理監督プログラムの構築と主導をサポートしたほか、多くの監督委員会で幹部を務める。世界金融危機のさなかと直後には、米国のG-SIFIsの監督も主導。

Mario Delgado

mario.delgadoalfaro@es.ey.com

スペインの銀行破綻処理機関であるFROBのHead of International CoordinationやEBAとFSBの代表者、スペイン経済省のDirector of Office of the Secretary of State for the Economy in the Economic Affairs、パリクラブのHead of the Spanish Delegation、IMFのDeputy Head of Relationsなどを歴任。

Mike Gibson

michael.gibson1@ey.com

EY入社前は、米連邦準備制度理事会 (FRB) のDivision of Supervision and Regulationで13年Directorを務め、Vice Chair for Supervisionの直属の部下として、銀行規制政策の取りまとめとFRBの銀行監督業務を統括。銀行監督に関する課題には、FRBの幹部や他の国内・国際機関の当局者と緊密に連携して取り組む。バーゼル銀行監督委員会ではFRBの代表を務める。

Eugène Goyne

eugene.goyne@hk.ey.com

政府で規制担当の上級職を25年以上務めた経験を持つ。前職は香港証券先物委員会 (SFC) のdeputy head of enforcement。その前は、オーストラリア証券投資委員会とオーストラリア法務省に勤務。

Alina Humphreys

alina.humphreys@au.ey.com

EY入社前は、金融機関で20年法務を担当。オーストラリア証券投資委員会では、規制執行・監督とコーポレートファイナンス・戦略的政策を担当する上級管理職を歴任。当時、プロダクトガバナンスや苦情、規制当局の資金調達・権限に関わるものなど、複数の主要な政策の主唱、その後には策定を主導。

Alejandro Latorre

alejandrolatorre@ey.com

ニューヨーク連邦準備銀行で金融政策、資本市場、金融監督・規制分野の実績を20年以上重ねる。上級監督者として米国のシステム上重要な大手外国銀行組織 (foreign banking organization:FBO) の監視に関与。上級監督者を務める前は、連邦準備制度理事会 (FRB) の金融危機管理に関わる取り組みの多くに携わる。

Joe Meinhardt

joe.meinhardt@ey.com

通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency: OCC) に34年勤務し、安全性と健全性、コーポレートガバナンス、問題のある銀行の監督、許認可業務など、大手地方銀行の監督業務の専門知識が豊富。OCCでは、銀行監督業務に必要なエンタープライズガバナンスの質を保証する「Enterprise Governance Quality Assurance Program」や、破綻銀行から得られる教訓を生かすための「Lessons Learned Failed Bank Review」プログラム、銀行の異議申立制度の策定などを担当。

緒方 兼太郎

kentaro.ogata@jp.ey.com

中央省庁や外資系金融機関などで20年を超える経験を有しており、金融庁や日本銀行と定期的に意見交換などを実施している。国内外の金融機関 (銀行、証券会社、保険、アセットマネジメントなど) に対して、グローバル・グループガバナンス、リスク管理、規制・コンプライアンスに関するコンサルティングサービスを幅広く展開。

Kristy von Ohlen

kristy.vonohlen@ey.com

ウェルス&アセットマネジメントを中心とした金融サービス分野で20年の実績を持ち、現在はWealth and Asset Management Assurance Advisory Leaderを務めている。前職は米国証券取引委員会 (SEC) 投資管理部 (Division of Investment Management) の Assistant Chief Accountant で、投資運用会社を対象とした規則、規制、政策の提言取りまとめをサポート。

Ron Pasch

ron.pasch@ey.com

通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency: OCC) に39年以上勤務し、安全性と健全性、コーポレートガバナンス、問題のある銀行の監督、コンプライアンス、許認可業務など、大手地方銀行の監督業務を担当。OCCではLarge Bank Deputy Comptroller、Large Bank Examiner-in-Charge (EIC)、Associate Deputy Comptroller for Mid-size and Community Banks、EIC of the OCC's London Officeを歴任。CFAとGARPのFRMの資格保有者。

Keith Pogson

keith.pogson@hk.ey.com

30年以上のキャリアを持ち、25年以上アジアを拠点に活動。EYではアジアだけでなく、グローバルでも数多くの管理職を歴任。香港証券先物委員会 (SFC) の Non-Executive Director を務めているほか、EYの representative and Co-Chair of the Bank Working Group of the Global Public Policy Committeeを担当。

Alex Roy

alex.roy@uk.ey.com

公共セクターで規制関連の業務に25年携わる。金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority: FCA) に8年勤務し、消費者やリテール事業者を対象とした規制政策の策定を担当。また、リテール投資、情報開示、銀行業務、決済、暗号資産、損害保険、住宅ローン (モーゲージ)、葬儀プラン、資産運用・保険請求会社に関わる規制策定を主導した実績を持つ。FCAでは、FCA Missionの策定を担うチームの一翼を担い、後にはHead of Strategyとして同チームを率いて、金融サービス規制への戦略的アプローチを進める。規制政策に携わる前は、エコノミストとして勤務。

Marc Saidenberg

marc.saidenberg@ey.com

ニューヨーク連邦準備銀行の元 Senior Vice President and Director of Supervisory Policy。バーゼル委員会委員で、流動性作業部会の共同議長を務めた経験があり、また資本計画や流動性リスク管理、破綻処理計画に関する監督上の期待の策定に関与。

Ed Sibley

ed.sibley@ie.ey.com

EY (EY Ireland) の Regulatory Lead Partner。EY 入社前は、アイルランドと英国で 14 年働き、金融規制・監督業務に携わる。アイルランド中央銀行副総裁を 5 年務め、アイルランド内外で営業するリテール銀行、投資銀行、保険会社、投資会社、資産運用会社、決済・電子マネー機関など金融機関の健全性規制・監督を担当。欧州中央銀行の銀行監督委員会 (SSM) に所属するほか、欧州銀行監督機構 (European Banking Authority) の監督委員会や欧州保険・企業年金監督機構 (EIOPA) などさまざまな国内・欧州内のハイレベル専門家グループ・ネットワークで活躍。

Ajay Sirikonda

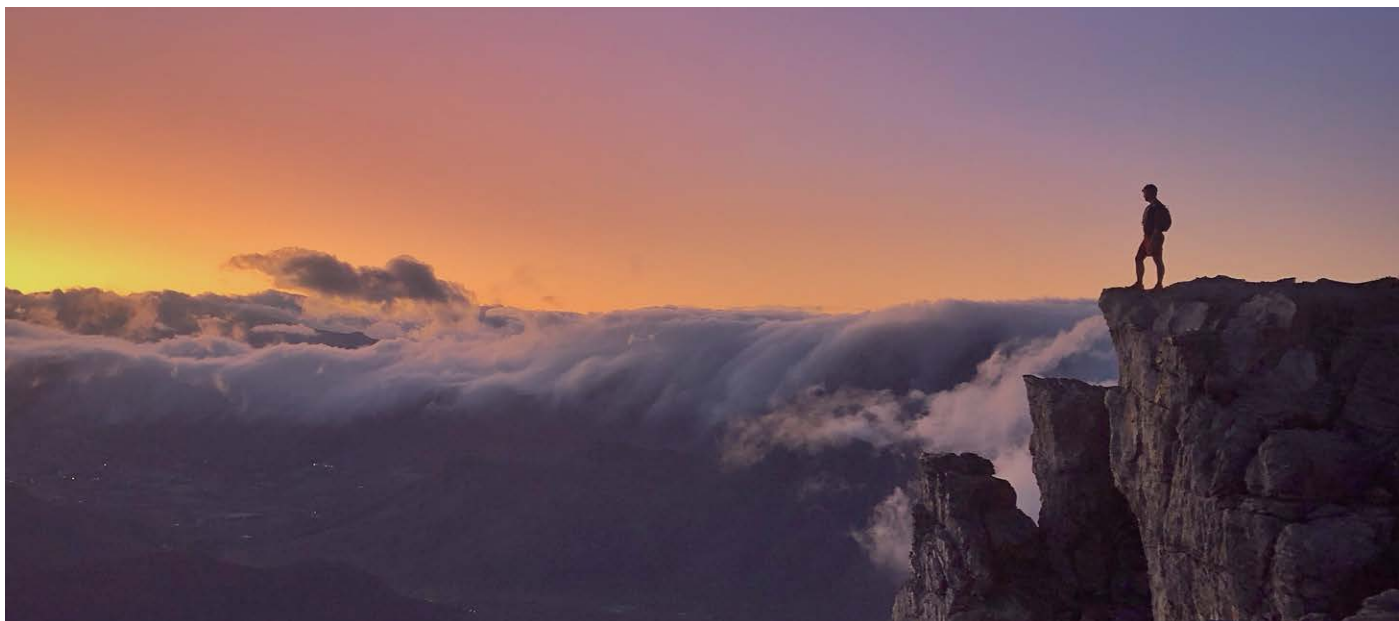
ajay.sirikonda@in.ey.com

EY India で、1,300 名強のリスク専門家から成る金融サービスリスク管理チームを率いている。バーゼル II / III、IFRS 第 9 号、CCAR、BCBS 239 など信用リスク管理 (定量的モデリング、プロセス、テクノロジー)、エンタープライズリスク管理、ストレステスト、資本管理といった分野の銀行規制枠組みに関する経験が豊富。現在は先頭に立って、リスク管理業務の AI 化を促進。FRM と PRM、SCR の資格保有者。

Christopher Woolard CBE

christopher.woolard@uk.ey.com

EY のパートナーとして、幅広い金融サービス分野のクライアントやフィンテック企業、政府、中央銀行と連携。EY のグローバル規制ネットワークの議長を務め、EY UK の取締役でもある。EY 入社前は 2013 年に金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority: FCA) に入職し、執行役員に就任して、Executive Director of Strategy and Competition を務めた後、2020 年には暫定最高責任者を務めるなど、公共セクターで 25 年実績を積む。「プロジェクトイノベート」と FCA の「レギュラトリーサンドボックス」を創設。イングランド銀行金融政策委員会や証券監督者国際機構 (IOSCO) 代表理事会、FSB の Strategic Risk Committee のメンバーを務めた経験もある。



参考文献

1. "The Finance Bill, 2025," Ministry of Finance of India, [Final Finance Bill, 2025](#), 1 February 2025
2. Updated ASIC guidance supports digital asset innovation and boosts investor protection, [25-250MR Updated ASIC guidance supports digital asset innovation and boosts investor protection | ASIC](#), 29 October 2025
3. "Communication on the Savings and Investments Union", European Commission, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025DC0124>, 19 March 2025
4. "2025 Work Programme", International Organization of Securities Commissions, [OR/01/2025 IOSCO 2025 Work Program](#), 12 March 2025
5. [Commission seeks input on Basel III market risk rules for banks — Finance](#), 6 November 2025
6. "Fed's Bowman says regulators to unveil Basel capital rule redo by early 2026", Reuters, [Fed's Bowman says regulators to unveil Basel capital rule redo by early 2026 | Reuters](#), 25 September 2025
7. [pdf](#)
8. "Commission proposes Measures to revive the EU securitisation framework", European Commission, https://finance.ec.europa.eu/publications/commission-proposes-measures-revive-eu-securitisation-framework_en, 17 June 2025
9. APRA's plans to support small and medium-sized banks, [APRA's plans to support small and medium-sized banks | APRA](#), 7 August 2025
10. "Monitoring Adoption of Artificial Intelligence and Related Vulnerabilities in the Financial Sector," Financial Stability Board, <https://www.fsb.org/2025/10/monitoring-adoption-of-artificial-intelligence-and-related-vulnerabilities-in-the-financial-sector/>, October 2025
11. Australian Securities and Investments Commission, "AI: A blueprint for better banking"- Keynote speech by ASIC Chair Joe Longo <https://www.asic.gov.au/about-asic/news-centre/speeches/ai-a-blueprint-for-better-banking/> July 2025
12. "AI and the FCA: our approach", Financial Conduct Authority, <https://www.fca.org.uk/firms/innovation/ai-approach>, September 2025
13. "Monitoring Adoption of Artificial Intelligence and Related Vulnerabilities in the Financial Sector," Financial Stability Board, <https://www.fsb.org/2025/10/monitoring-adoption-of-artificial-intelligence-and-related-vulnerabilities-in-the-financial-sector/>, October 2025
14. [New EY survey reveals majority of workers are enthusiastic about Agentic AI, but leadership gaps in communication and lack of training threaten impact | EY — US](#), 23 October 2025
15. "Extended Timeline for Most Climate Reporting Requirements to Support Companies", The Accounting and Corporate Regulatory Authority and Singapore Exchange Regulation, <https://www.acra.gov.sg/news-events/news-details/id/887>, 25 August 2025
16. "Statement on the Recission of the Principles for Climate-Related Financial Risk Management for Large Financial Institutions by Federal Reserve System, <https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20251016a.htm>, 16 October 2025
17. Prudential Regulation Authority, CP25/10 — Enhancing banks' and insurers' approaches to managing climate-related risks — Update to SS3/19, April 2025 [CP10/25 — Enhancing banks' and insurers' approaches to managing climate-related risks — Update to SS3/19 | Bank of England](#)
18. "EBA Final Guidelines on the management of ESG risks", European Banking Authority, <https://www.eba.europa.eu/publications-and-media/press-releases/eba-publishes-its-final-guidelines-management-esg-risks> 9 January 2025
19. "Good practices on climate risk management", Hong Kong Monetary Authority, [Good practices on climate risk management](#), October 2025
20. "California Climate-Related Financial Risk, Senate Bill 261", California State Senate, https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB261, September 2023
21. "Transition plan requirements Consultation", Department for Energy Security and Net Zero, [Transition plan requirements consultation](#) June 2025
22. Press statement from Government of Brazil, President Lula signs law creating regulated carbon market in Brazil, December 2024, [President Lula signs law creating regulated carbon market in Brazil — Planalto](#)
23. Mexican Emission Trading System, International Carbon Action Partnership, [Mexican Emissions Trading System | International Carbon Action Partnership](#), October 2025
24. "Voluntary carbon and nature markets: raising integrity", Department for Energy Security and Net Zero, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67ff86a6ed87b81608546788/vcnm-integrity-consultation-document.pdf> " [Voluntary carbon nature markets: raising integrity — consultation document](#) April 2025
25. Nature Credit Roadmap, European Commission, ENV -, 14 July 2025
26. [ey-genius-act-briefing-pov-july-2025.pdf](#)
27. "Examination of the Regulatory Systems Related to Cryptoassets", Financial Services Agency, https://www.fsa.go.jp/en/news/2025/20250410_2/01.pdf, 10 April 2025
28. "Ordinance to provide for the supervision of activities involving stablecoins; to provide the Monetary Authority with investigatory and enforcement powers; and to provide for incidental and related matters", Hong Kong Monetary Authority, <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap656>, 1 August 2025
29. Letter to MEP Fabio De Masi, European Central Bank President Christine Lagarde, https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/ecb.mepletter250926_De_Masi~42f2dff85.en.pdf, 26 September 2025

30. [Proposed regulatory regime for sterling-denominated systemic stablecoins](#) | Bank of England, 10 November 2025
31. [Crypto-assets and decentralized finance](#), ESRB, https://www.esrb.europa.eu/pub/pdf/reports/esrb.report202510_cryptoassets.en.pdf?347510c016928b8c2f74825965cd20a9, 20 October 2025
32. [Recommendation of the European Systemic Risk Board of 25 September 2025 on third-country multi-issuer stablecoin schemes](#), ESRB, <https://www.esrb.europa.eu/pub/pdf/recommendations/esrb.recommendation251020.en.pdf?469ebdeaa563699c20de7008b8a997e0>, 25 September 2025
33. [The proposed EU Markets Package is expected 3 December 2025](#)
34. [Waller says Fed staff studying streamlined 'payment accounts'](#) | Reuters
35. ["Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on payment services and electronic money services in the Internal Market"](#), European Commission, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52023PC0366>, 23 June 2023
36. ["Retail Payments Activities Act"](#), Government of Canada, <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/R-7.36/page-1.html>, 29 June 2021
37. ["Making Change — Accelerating Payments Innovation"](#), Bank of Canada, <https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2025/09/remarks-180925.pdf>, 18 September 2025
38. ["Constitution of the Payments Regulatory Board"](#), International Financial Services Centres Authority, <https://financialservices.gov.in/beta/sites/default/files/Constitution-of-the-Payments-Regulatory-Board-of-IFSCA.pdf>, 1 October 2025
39. ["Progress on the preparation phase of a digital euro"](#), European Central Bank, https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/progress/shared/pdf/ecb.deprp202510.en.pdf, 30 October 2025
40. ["EU ministers reach compromise on digital euro roadmap"](#), Reuters, <https://www.reuters.com/business/finance/eu-ministers-seek-agreement-digital-euro-be-independent-visa-mastercard-2025-09-19/>, 19 September 2025
41. [ey-genius-act-briefing-pov-july-2025.pdf](#)
42. ["Regulation — 2022/2554"](#), Official Journal of the European Union, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2554>, 27 October 2022
43. ["DORA Oversight"](#), European Banking Authority, <https://www.eba.europa.eu/activities/direct-supervision-and-oversight/digital-operational-resilience-act/dora-oversight>, 2025
44. ["Operational Risk Management and Resilience - Guideline"](#), Office of the Superintendent of Financial Institutions, <https://www.osfi-bsif.gc.ca/en/print/pdf/node/2332>, 22 August 2024
45. ["Protection of Critical Infrastructures \(Computer Systems\) Bill"](#), The Government of Hong Kong Special Administrative Region, [The Government of the Hong Kong Special Administrative Region Gazette](#), 19 March 2025
46. ["Directive \(EU\) 2024/1640 of the European Parliament and of the Council of 31 May on the mechanisms to be put in place by Member States for the prevention of"](#), Official Journal of the European Union, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1640/oj/eng>, 31 May 2024
47. ["Regulation \(EU\) 2024/1620 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024 establishing the Authority for Anti-Money Laundering and Countering the Financing of terrorism"](#), Official Journal of the EU, <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1620/oj/eng>, 31 May 2024
48. ["Reform of the Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Supervision Regime: Consultation Response"](#), His Majesty's Treasury, <https://www.gov.uk/government/consultations/reforming-anti-money-laundering-and-counter-terrorism-financing-supervision/outcome/reform-of-the-anti-money-laundering-and-counter-terrorism-financing-supervision-regime-consultation-response>, 21 October 2025
49. ["FinCEN Removes Beneficial Ownership Reporting Requirements for U.S. Companies and U.S. Persons, Sets New Deadlines for Foreign Companies"](#), Financial Crimes Enforcement Network, <https://www.fincen.gov/news/news-releases/fincen-removes-beneficial-ownership-reporting-requirements-us-companies-and-us>, 21 March 2025
50. ["Guaranteeing Fair Banking for All American"](#), The White House, <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/guaranteeing-fair-banking-for-all-americans/>, 7 August 2025
51. ["Guidelines to Notice SFA 04-N02 on Prevention of Loney Laundering and Countering the Financing of Terrorism — Capital Markets Intermediaries"](#), Monetary Authority of Singapore, <https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/guidelines-to-mas-notice-sfa04-n02-on-amlcft---capital-markets-intermediaries>, 30 June 2025
52. ["MAS Takes Regulatory Actions against 9 Financial Institutions for AML-Related Breaches"](#), Monetary Authority of Singapore, <https://www.mas.gov.sg/regulation/enforcement/enforcement-actions/2025/mas-takes-regulatory-actions-against-9-financial-institutions-for-aml-related-breaches>, 4 July 2025
53. ["Are we underestimating changes in financial markets? — speech by Andrew Bailey"](#), Bank of England, [Are we underestimating changes in financial markets? - speech by Andrew Bailey](#) | Bank of England 11 February 2025
54. ["The Banque de France, the ACPR and the AMF launch a first system-wide stress test on interconnections within the financial system"](#), Autorité des Marchés Financiers, <https://www.amf-france.org/en/news-publications/news-releases/amf-news-releases/banque-de-france-acpr-and-amf-launch-first-system-wide-stress-test-interconnections-within-financial>, 3 October 2025
55. ["Targeted consultation assessing the adequacy of macroprudential policies for non-bank financial intermediation \(NBFi\)"](#), European Commission, https://finance.ec.europa.eu/regulation-and-supervision/consultations-0/targeted-consultation-assessing-adequacy-macroprudential-policies-non-bank-financial-intermediation_en, 22 May 2024
56. ["Consumer Duty"](#), Financial Conduct Authority, <https://www.fca.org.uk/firms/consumer-duty>
57. ["MAS Expands Application of Fair Dealing Guidelines to All Financial Institutions and All Products and Services"](#), Monetary Authority of Singapore, <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2024/mas-expands-application-of-fair-dealing-guidelines>, 30 May 2024
58. ["Financial Services Agency Newsletter"](#), Financial Services Agency, <https://www.fsa.go.jp/en/newsletter/accessfsa2024/253.pdf>, 9 September 2024

59. "Financial Markets (Conduct of Institutions) Amendment Act 2022", Government of New Zealand, <https://legislation.govt.nz/act/public/2022/0036/latest/LMS262880.html> 31 March 2025
60. "Retail Investment Strategy", European Commission, https://finance.ec.europa.eu/publications/retail-investment-strategy_en, 24 May 2023
61. "Consumer Protection Code", Central Bank of Ireland, <https://www.centralbank.ie/regulation/consumer-protection/consumer-protection-code>, 24 March 2025
62. "FCAC calls on banks to improve handling of consumer complaints", and "FCAC Supervisory Highlight: Report on findings Thematic Review on Electronic Alerts", Financial Consumer Agency of Canada, <https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/news/2025/07/fcac-calls-on-banks-to-improve-handling-of-consumer-complaints.html>, 31 July 2025 <https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/programs/research/thematic-review-electronic-alerts.html>, 20 March 2025
63. FCA, Consumer Duty focus areas, 30 September 2025, [Our Consumer Duty focus areas | FCA](#)
64. "White House budget director plans to shut US consumer finance watchdog within months", Reuters, <https://www.reuters.com/business/world-at-work/white-house-budget-director-vought-says-over-10000-federal-workers-could-be-laid-2025-10-15/>, 15 October 2025
65. "OCC Pauses Fair Lending Exams Even as it Probes Debanking", Bloomberg Law, <https://news.bloomberglaw.com/banking-law/occ-pauses-fair-lending-exams-even-as-it-probes-debanking>, 17 October 2025
66. "Director-General level meeting between the National Police Agency and the Financial Services Agency", Financial Services Agency, <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250527-2/20250527.html>, 27 May 2025
67. Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023", His Majesty's Government, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/56>, 1 September 2025
68. "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on payment services in the Internal Market and amending Regulation (EU) 1093/2010", European Commission, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52023PC0367>, 28 June 2023
69. "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, and the Committee of the Regions on a Financial Literacy Strategy for the EU", European Commission, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025DC0681>, 30 September 2025
70. Framework for financial data access, https://finance.ec.europa.eu/digital-finance/framework-financial-data-access_en, 28 June 2023
71. Personal Financial Data Rights Reconsideration, <https://www.federalregister.gov/documents/2025/08/22/2025-16139/personal-financial-data-rights-reconsideration>, 22 August 2025
72. "Work Programme 2026", European Banking Authority, <https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2025-10/b9fe2713-117b-440f-aae0-bdcb8832c3e0/EBA%20Work%20programme%202026.pdf>, 1 October 2025

* 2025年10月24日時点のEYの調査結果を分析したもの

1. 「経済全体」(全てのセクター)を対象としたAI法を導入または提案している国をベースとした基準。
2. オーストラリア政府は、AIの安全かつ責任ある利用に関するリスクベースの枠組みを導入し、2019年には自主的なAI倫理原則、最近では自主的安全基準を制定。また、リスクが高い利用環境でAIに安全対策を施すことの義務化案をパブリックコンサルテーションにかけており、結果がまだ確認されていないが、そのアプローチ案の1つは経済全体を対象としたAI法の策定。
3. カナダ政府は(現在保留中の)人工知能・データ法案で、AIの連邦レベルでの規制を目指している。金融業界の人工知能フォーラム「Financial Industry Forum on AI」は2023年に、説明能力(Explainability)、データ(Data)、ガバナンス(Governance)、倫理(Ethics)を通じた金融分野での責任あるAIの推進を図る「EDGE原則」を発表。
4. 中国国务院と全国人民代表大会の2025年度立法工作计划で、中国がAI法令の策定に取り組むことが改めて確認されたが、国内の正式なAI法はまだない。2023年の暫定措置が事実上の法律の役割を果たしており、現時点では2018年の資産運用規制や2023年のAIを活用した金融情報開示に関するガイドライン(AI-Based Financial Disclosure Guidelines)などが金融機関向けのガイダンス。
5. 香港のセクター主導型アプローチ: 香港金融管理局と香港証券先物委員会が規制を設けた一方、強制積立基金管理局(Mandatory Provident Fund Schemes Authority)がAI規制についてのコンサルテーションを行っている。
6. 韓国政府は2024年12月にAI基本法を成立させ、2026年1月に施行する。金融サービス委員会が2021年と2022年にAI運用に関するガイドラインを発表。
7. 英国政府はイノベーション促進型改革に重点を置いており、不確実性を軽減し、国民の信頼を高め、企業の信頼感を向上させることを目的に、強力なAIモデルに対する法的拘束力を持つ規制についてのコンサルテーションを予定。
8. 米国政府が連邦レベルで幅広いAI規制を制定する可能性は低いものの、各州はさまざまなアプローチによる多様なAI規制の導入を進めている。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY 新日本有限責任監査法人、EY 税理士法人、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは、ey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2026 EY Japan Co., Ltd.
All Rights Reserved.
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *Global Financial Services Regulatory Outlook 2026* を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp